平成２２年（再ロ）第１０５号
大阪府大東市中垣内７丁目３番29号
再生債務者　桑原　正輝
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月３日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月７日から平成23年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第４０号
横浜市戸塚区吉田町1623番地15　１―707号
再生債務者　佐方　清記
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月４日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月18日から平成23年２月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第４１号
神奈川県藤沢市長後1338番地の７
再生債務者　畠山　誠一
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月４日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月18日から平成23年２月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１６号
秋田県横手市赤坂字仁坂64番地
再生債務者　高山　博之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月28日まで
平成23年１月７日　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（再ロ）第８７号
大阪府東大阪市若江北町３丁目12番25号
再生債務者　橋詰　由香
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月３日まで
平成23年１月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１１号
沖縄県浦添市字城間2982番地２
再生債務者　嘉数　直記
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月３日まで
平成23年１月６日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（再ロ）第１５号
札幌市北区北25条西８丁目３番14号　勇林荘
再生債務者　小林　恵子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月４日まで
平成23年１月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第７号
青森市大字筒井字八ツ橋1378番地29
再生債務者　春山　勝良
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月４日まで
平成23年１月７日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第３号
長野県大町市大町3277番地
再生債務者　蜜澤　利行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月４日まで
平成23年１月７日　長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第６号
佐賀県小城市三日月町三ヶ島325番地３
再生債務者　山田　孝次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月６日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再ロ）第１０００８号
長崎県長崎市滑石４丁目21番12号　ロッジ滑石102号
再生債務者　宮﨑　博人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月６日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第７７号
大阪府豊中市服部豊町２丁目23番５―501号
再生債務者　辻　　理
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第６号
和歌山市松江北２丁目２番５―1209号
再生債務者　木村　孝治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月７日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

厚生年金基金変更公告

ニチロ厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
1．新事務所の所在地　東京都江東区豊洲三丁目２番20号
2．旧事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目１番２号
3．変更年月日　平成22年12月20日
平成 23 年１月 18 日　ニチロ厚生年金基金
理事長　栗田　和明

会社公告

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年一月四日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年一月十八日
札幌市中央区南二条西二丁目一三番地
（甲）社団法人心の里親会
会長　船本　千歳
札幌市中央区南二条西二丁目一三番地
（乙）財団法人心の里親奨学会
理事長　繁富よしえ

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年一月五日に終了しております。
また、この効力発生日をもって、甲はその商号を三桜アサヅマ商事株式会社と変更し、本店を(札幌市白石区流通センター一丁目三番二八号)に移転いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十二日
掲載頁　一一〇頁（号外第一五三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十二日
掲載頁　一一九頁（号外第一五三号）
平成二十三年一月十八日
札幌市白石区平和通一七丁目南一番九
（甲）北海道三桜株式会社
代表取締役　福澤　康弘
札幌市中央区南九条西三丁目一番二〇号
（乙）朝妻商事株式会社
代表取締役　朝妻　鉄樹